

福岡県公報

令和六年三月一日
第四百七十五号
増刊
①

目次

告示(第百二十二号・百二十三号)

○福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部改正 (団体指導課) ……

○証紙代金収納計器取扱人指定事項の変更について (税務課) ……

教育委員会

○令和六年度における福岡県教育委員会事務局職員の駐在に関する訓令 (教育庁総務企画課) ……

令 (教育庁総務企画課) ……

告示

福岡県告示第百二十二号

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成十五年九月福岡県告示第千六百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表五の項中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十二条」を「第十九条」に改め、同表に次のように加える。

九 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号) 第二十四条第二項に規定する資金

十二年以内
(三年以内)

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第百二十三号

福岡県証紙代金収納計器取扱規則(昭和四十六年福岡県規則第三十四号)第五条の規定に基づき、次のように証紙代金収納計器取扱人の指定事項を変更したので、同条第二項において準用する第三条第五項の規定により告示する。

令和六年三月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 新旧事項 | 証紙代金収納計器の設置場所 | 指定事項変更年月日 |
|------|-------------------------------------|-----------|
| 新事項 | 福岡市東区みなと香椎四丁目三番一五号 九州陸運協会福岡支部会館内 | 令和六年二月十三日 |
| 旧事項 | 福岡市東区箱崎ふ頭二丁目二番五一号 福岡軽自動車会館内 | |

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第1号

令和六年度における福岡県教育委員会事務局職員の駐在に関する訓令を次のように定める。

令和六年三月一日

福岡県教育委員会

令和六年度における福岡県教育委員会事務局職員の駐在に関する訓令

(目的)

第一条 この訓令は、福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)第二十六条第二項の規定に基づき、福岡県教育委員会事務局職員(以下「職員」という。)を市町に駐在させ、もって行政の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(駐在場所等)

第二条 駐在させる職員(以下「駐在職員」という。)の駐在場所等は次のとおりとする。

| 区分 | 駐在場所 | 所属機関名 | 担当事務 |
|--------|------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 連絡事務関係 | 北九州市 久留米市 田川郡添田町 | 福岡県教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課 | 関係行政機関及び関係団体との 連絡事務に関すること。 |

(指揮系統)

第三条 駐在職員は、所属機関の長の指揮を受けて、その事務に従事する。

(補則)

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和六年九月三十日限り、その効力を失う。